

官報

号外
国会会議録

令和八年六月十九日

○第二百二十一回 衆議院會議録 第二十六号

令和八年六月十九日(金曜日)

議事日程 第二十二号

令和八年六月十九日

午後一時開議

第一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案(内閣提出)

第二 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外八名提出)

出

第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外八名提出)

提出

提出

○本日の会議に付した案件

日程第一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案(内閣提出)

日程第二 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外八名提出)

提出

提出

提出

提出

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案(内閣提出)

日程第二 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出

出

出

出

○議長(森英介君) 日程第一、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案、日程第二、種苗法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤井比早之君。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案及び同報告書

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔藤井比早之君登壇〕

○藤井比早之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案は、近年の気候の変動等により農業をめぐる情勢が変化するため、高温耐性、耐病性、多収性等の形質を有する重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に係る措置を講ずるものであります。

次に、種苗法の一部を改正する法律案は、育成者権侵害の多様化が進んでいる状況に鑑み、育成者権の保護を強化しその円滑な行使を確保するための措置を講ずるものであります。

両法律案は、去る六月八日本委員会に付託され、翌九日鈴木農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、十一日から質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、十六日質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律案(新藤義孝君外八名提出)

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外八名提出)

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

本案は、去る六月十日本審査会に付託をされ、翌十一日、提出者新藤義孝君から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局をいたしました。昨十八日、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の憲法審査会会長の報告は可決であります。本案を憲法審査会会長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は憲法審査会会長報告のとおり可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

出席国務大臣

総務大臣 林 芳正君
農林水産大臣 臨 石原 宏高君
時代代理 国務大臣 大 臣

○議長(森英介君) 議長報告

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

民法等の一部を改正する法律

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

一、去る十七日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「令和七年度食育推進施策」に関する報告

一、去る十七日、人事院総裁川本裕子君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四条の規定に基づく令和七年度人事院業務状況の報告

(理事補欠選任)

一、去る十七日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 阿部 弘樹君(理事三ツ林裕巳君去る十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

加藤 大博君

藤田 洋司君

中川こういち君

田宮 寿人君

角田 秀穂君

吉田 宣弘君

藤田 洋司君

加藤 大博君

田宮 寿人君

中川こういち君

吉田 宣弘君

角田 秀穂君

議院運営委員

辞任

補欠

西田 昭二君

吉村 悠君

吉村 悠君

西田 昭二君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大空 幸星君

長澤 興祐君

平 将明君

加藤 貴弘君

野村 美穂君

近藤 雅彦君

加藤 貴弘君

田中 昌史君

長澤 興祐君

尾花 瑛仁君

尾花 瑛仁君

大空 幸星君

田中 昌史君

平 将明君

近藤 雅彦君

野村 美穂君

外務委員

辞任

補欠

谷 浩一郎君

木下 敏之君

経済産業委員

辞任

補欠

永田磨梨奈君

今 洋佑君

細野 豪志君

長田紘一郎君

丸川 珠代君

斉藤 りえ君

山際大志郎君

三原 朝利君

河合 道雄君

土橋 章宏君

今 洋佑君

東田 淳平君

斉藤 りえ君

東 国幹君

三原 朝利君

山田 基靖君

東田 淳平君

丸田康一郎君

山田 基靖君

森原紀代子君

丸田康一郎君

丸尾なつ子君

森原紀代子君

山本 左近君

丸尾なつ子君

伊藤 聡君

伊藤 聡君

松本 泉君

東 国幹君

丸川 珠代君

長田紘一郎君

細野 豪志君

松本 泉君

永田磨梨奈君

山本 左近君

山際大志郎君

土橋 章宏君

河合 道雄君

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

神田 潤一君

国定 勇人君

補欠

国定 勇人君

神田 潤一君

予算委員

辞任

豊田真由子君

高山 聡史君

吉川 里奈君

須田英太郎君

補欠

吉川 里奈君

須田英太郎君

豊田真由子君

高山 聡史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

稲葉 大輔君

岩崎 比菜君

岡本 康宏君

尾花 瑛仁君

東田 淳平君

中野 洋昌君

田宮 寿人君

辻 秀樹君

藤沢 忠盛君

古井 康介君

山本 裕三君

西園 勝秀君

補欠

山本 裕三君

藤沢 忠盛君

辻 秀樹君

田宮 寿人君

古井 康介君

西園 勝秀君

尾花 瑛仁君

岡本 康宏君

岩崎 比菜君

東田 淳平君

稲葉 大輔君

中野 洋昌君

消費者問題に関する特別委員

辞任

門 寛子君

黒崎 祐一君

今 洋佑君

西條 昌良君

平沼正二郎君

伊藤 聡君

鹿嶋 祐介君

藤田 誠君

若山 慎司君

大空 幸星君

三原 朝利君

永田磨梨奈君

福原 淳嗣君

井原 隆君

辻 由布子君

新田 章文君

古川 直季君

丸尾なつ子君

補欠

鹿嶋 祐介君

辻 由布子君

藤田 誠君

伊藤 聡君

若山 慎司君

新田 章文君

三原 朝利君

井原 隆君

大空 幸星君

福原 淳嗣君

永田磨梨奈君

丸尾なつ子君

古川 直季君

今 洋佑君

黒崎 祐一君

西條 昌良君

平沼正二郎君

門 寛子君

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

衛藤 博昭君

中川 貴元君

松本 泉君

福重 隆浩君

池下 卓君

西條 昌良君

補欠

伊藤 聡君

西條 昌良君

今 洋佑君

西園 勝秀君

青柳 仁士君

米内 紘正君

伊藤 聡君

今 洋佑君

米内 紘正君

西園 勝秀君

青柳 仁士君

衛藤 博昭君

松本 泉君

中川 貴元君

福重 隆浩君

池下 卓君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

井出 庸生君

大野敬太郎君

下村 博文君

棚橋 泰文君

泉 健太君

上杉謙太郎君

小池 正昭君

森原紀代子君

山田 基靖君

大森江里子君

補欠

小池 正昭君

上杉謙太郎君

森原紀代子君

山田 基靖君

大森江里子君

大野敬太郎君

井出 庸生君

下村 博文君

棚橋 泰文君

泉 健太君

一、去る十六日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定

により行政各部門に置かれる支部図書館及びそ

の職員に関する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る

特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出)

自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出)

国旗の損壊等の処罰に関する法律案(松野博一君外十六名提出)

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)(参議院送付)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定

により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定

により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出)

自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出)

国旗の損壊等の処罰に関する法律案(松野博一君外十六名提出)

(議案通知)

一、去る十六日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

(議案撤回通知書受領)

一、去る十六日、参議院から、四月六日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

刑法の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外三名提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田ゆき君提出技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田ゆき君提出留學生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問に対する答弁書

令和八年六月五日提出

質問 第一一五号

技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問主意書

提出者 早稲田ゆき

技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問主意書
技能実習生らの妊娠・出産に関する問題について

では、二〇二四年には内閣衆質二一三第一三六号、また二〇二五年には内閣衆質二一七第二一五号として、それぞれ答弁書が出されている。しかし、その後も外国人女性の孤立出産、又は死産後に支援につながらなかった事案に関連する事件が相次いで報道されている。これまでの対策が、相談、技能実習の継続・再開、医療・母子保健サービスへの接続、不利益取扱いの防止等によつて結び付いているのかは、十分に明らかにされていない。

二〇二六年一月、岐阜県各務原市で孤立出産をしたベトナム人女性が死体遺棄罪で逮捕され、その後、殺人罪で起訴されたと報道されている。同年五月には、栃木県芳賀町で、農業研修プログラムで来日したインドネシア国籍の大学生が、また、埼玉県深谷市で特定技能の在留資格で食品加工関連会社に勤務していたインドネシア人女性が、自宅で産んだ子の遺体を遺棄した疑いで逮捕されている。

なお、二〇二〇年十一月に孤立出産をして死産した子を遺棄したとして逮捕・起訴されたベトナム人技能実習生レー・ティ・トゥイ・リンさんは、第一審、二審ともに有罪となったが、最高裁に上告し、二〇二三年三月に逆転無罪となった。

しかし、二〇二四年二月に同様の事件で逮捕されたベトナム人技能実習生グエン・ティ・グエットさんが無罪を主張した裁判では、最高裁が二〇二六年三月九日付で上告を棄却し、同月二十七日付で異議申立ても棄却され、懲役一年六月、執行猶

予三年の有罪判決が確定している。

孤立出産や死産後の対応が刑事事件化している背景には、妊娠を相談できない環境、医療・母子保健・在留手続に関する情報不足、妊娠を理由とする退職・帰国勧奨への不安があることは、これまでの事件報道や裁判資料からも明らかである。事件発生前に、外国人女性が早期に相談・支援につながる仕組みを整備することが急務である。

政府はこれまで、技能実習生らに対する妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止、相談窓口の周知、多言語情報提供等を行ってきたと答弁している。しかし、妊娠した外国人女性からの相談件数、技能実習の継続・再開件数、不利益取扱いに関する行政処分件数等について、制度別・在留資格別に十分な情報が示されているとはいえない。

外国人女性の妊娠・出産をめぐる課題は、言語支援、医療アクセス、母子保健、在留資格、労働現場での不利益取扱いなど多岐にわたる。育成就労制度の開始まで一年を切った今、政府としてこれまでの対応を検証し、制度移行前に対策を強化する必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 妊娠又は出産を事由とする技能実習実施困難時届出数について

1 答弁第二一五号では、二〇二四年三月三十一日までの、①妊娠・出産を理由とした技能実習実施困難時届出数、②①のうち技能実習の継続意思を有するもの、③技能実習を再開

する技能実習計画の認定が確認できたものの数が示された。同年四月一日以降、直近までの各件数を、年度別、国籍・地域別に示されたい。

2 答弁第二一五号二の4については、妊娠又は出産を事由とする技能実習中断後の再開例について、個人情報等に差し障りのない範囲で技能実習生本人、監理団体、実習実施者に対して聴取を行い、復職できた例を示すことについて「その必要性及び有効性を含めて検討してまいりたい」と回答している。検討の結果を示されたい。

3 二〇二五年には、元技能実習生で現在は特定技能一号で働く鹿児島県在住のベトナム人夫婦及びその受入れ機関が、妊娠、出産、育児の経験を共有した事例が新聞等で報道されている。1で触れた政府が把握している件数を踏まえれば、こうした事例を共有することは、受入れ機関、監理団体、登録支援機関、地方自治体の連携及び相談支援の重要性を示す上で有効であると考ええる。外国人技能実習機構において、妊娠又は出産による実習中断後の再開例及び支援例は、本人及び関係者の承諾を得ることを前提に公開を原則とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 妊娠・出産等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いの禁止に関する行政処分件数について

二〇二五年十一月五日に移住労働者と共に生きるネットワーク・九州が福岡出入国在留管理

局と行った意見交換会の記録によれば、「二〇二四年中に技能実習生の妊娠・出産に関して適切に対応しなかったことを理由に、主務官庁が行政処分を行った件数是一件」であるとされている。二〇二五年度、すなわち同年四月一日から二〇二六年三月三十一日までに、妊娠・出産に関して適切に対応しなかったこと等の理由で、監理団体又は実習実施者に対してなされた行政処分の件数、根拠法令、処分の種類及び事案の概要を、個人情報に配慮した上で示されたい。その上で、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構が実習実施者及び監理団体等に出している「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて(注意喚起)」の効果の有無について、見解を示されたい。

三 「特定技能一号」「研修」等の在留資格者及び在留資格移行期における不利益取扱いの現状把握について

1 技能実習だけでなく、特定技能の在留資格者においても孤立出産に起因する事件がすでに発生している。また、外国人支援団体に

は、特定技能の在留資格者からも、妊娠や出産を理由とした不利益取扱いを受けたという相談が入っている。しかし、特定技能については、技能実習実施困難時届出に相当する形で、妊娠又は出産を事由とする就労の中断・再開を把握する仕組みが確認できない。技能実習生以外も含めて、妊娠又は出産を理由とする不利益取扱いを受けるおそれのある外国人就労者からの相談件数を把握する必要がある

ると考える。厚生労働省は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)等に寄せられた、外国人就労者からの妊娠又は出産を理由とする退職勧奨、帰国勧奨、解雇、雇止めその他の不利益取扱いに関する相談について、在留資格別、国籍・地域別又は相談内容別に件数を把握又は集計しているか。把握又は集計していない場合、その理由を明らかにするとともに、実施を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 出身国の大学のインターンシップ制度を利用して、在留資格「研修」で来日後に、農家やホテルで研修する外国人女性妊娠又は出産した場合、相談支援、医療機関への接続について、また、それぞれの受入れ機関に対して法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構が実習実施者及び監理団体等に出している「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて(注意喚起)」のような対応をしているのか、関係省庁の対応状況をそれぞれ示されたい。

3 技能実習終了後、特定技能一号での就労開始の移行期、又は転職・転籍の手続中に妊娠又は出産が判明した場合、在留資格変更、雇用継続、産前産後休業について、外国人本人が不利益を受けないよう、出入国在留管理庁、厚生労働省その他関係省庁は、どのような周知又は指導を行っているか示されたい。右質問する。

内閣衆質二二一第一五号
令和八年六月十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 木原 稔

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田ゆき君提出技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問に対する答弁書

一 の1について

本件届出(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。))第十九条第一項又は第三十三条第一項の規定に基づき実習実施者(技能実習法第二条第六項に規定する実習実施者をいう。以下同じ。))又は監理団体(技能実習法第二条第十項に規定する監理団体をいう。以下同じ。))が外国人技能実習機構(以下「機構」という。))に対して行った技能実習を行わせることが困難となった場合(我が国に入国しておらず技能実習の開始前であることが明らかな技能実習生(技能実習法第二条第一項に規定する技能実習生をいう。以下同じ。))に係るものを除く。の届出のうち、その届出内容から、妊娠又は出産を理由とすることが把握できるもの(技能実習生本人以外の妊娠又は出産であることが明らかなものを除く。))をいう。以

下同じ。)に係るお尋ねの「年度別」の「直近まで」の件数は、「直近」として把握している令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に一つはお答えすれば、千三百九十八件であり、そのお尋ねの「国籍・地域別」の内訳は、ベトナムが千百六十六人、フィリピンが八十二人、インドネシアが六十八人、タイが二十一人、カンボジアが十八人、中国が十六人、モンゴルが十三人、ミャンマーが十人、ネパールが二人、インドが一人、ラオスが一人である。また、本件届出の時点で技能実習を継続する意思を有していたと確認できた技能実習生の人数は、同期間において四百八十三人であり、そのお尋ねの「国籍・地域別」の内訳は、ベトナムが三百九十五人、フィリピンが三十二人、インドネシアが二十八人、タイが五人、カンボジアが十一人、中国が四人、モンゴルが二人、ミャンマーが五人、ネパールが一人である。さらに、上述の四百八十三人のうち、同期間において、本件届出後に新たに技能実習計画の認定(技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画の認定をいう。)を受けて技能実習を再開した者は二百九人であり、そのお尋ねの「国籍・地域別」の内訳は、ベトナムが百七十三人、フィリピンが十三人、インドネシアが八人、タイが三人、カンボジアが五人、中国が二人、モンゴルが一人、ミャンマーが四人である。 一の2及び3について お尋ねのように「復職できた例を示すこと」及	び「再開例及び支援例」を「公開」することについては、どのように「個人情報等に差し障りのない範囲で技能実習生本人、監理団体、実習実施者に対して聴取」を行うか、「本人及び関係者の承諾を得る」ことが可能か、また、どの程度の情報を公表することで「有効」となるか等について、引き続き検討しているところである。 二について お尋ねの令和七年度中に、何らかの理由で御指摘の「監理団体又は実習実施者に対してなされた行政処分」の「根拠法令、処分の種類及び事案の概要」については、法務省、厚生労働省及び機構のホームページにおいて公表しているところ、お尋ねの「妊娠・出産に関して適切に対応しなかったこと」を理由とした「行政処分」の「件数」は一件、「根拠法令」は技能実習法であるが、その「処分の種類及び事案の概要」をお示しすることについては、その情報と同ホームページに記載の情報とを照合することにより、「行政処分」の対象となった「監理団体又は実習実施者」が特定され、さらに、当該監理団体の下で監理又は当該実習実施者の下で実習を受けた技能実習生が特定されるおそれがあることから、個人情報の保護等の観点から、差し控えたい。 また、お尋ねの「効果」については、同年度の「行政処分」の「件数」が一件であったことなどを踏まえれば、妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いの抑止に一定の効果があつたものと考えている。	三の1について 御指摘の「妊娠又は出産を理由とする退職勧奨、帰国勧奨、解雇、雇止めその他の不利益取扱い」に関し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第九条第三項に規定する妊娠又は出産に関する事由とする不利益な取扱いについては、お尋ねの「外国人就労者からの・・・相談」について、都道府県労働局において、「外国人就労者」の「在留資格」及び「国籍・地域」を問わず、個別の事案に応じ、適切に対応しており、必ずしも「在留資格別」及び「国籍・地域別」の件数を「把握又は集計」する必要はないと考えており、また、御指摘の「相談内容別」の具体的に指し示すものが必ずしも明らかではないが、「退職勧奨、帰国勧奨、解雇、雇止め」の別と解すれば、そのいずれであるかを問わず、個別の事案に応じ、適切に対応しており、それぞれの件数を「把握又は集計」する必要はないと考えていることから、これらの件数について、「把握又は集計」は行っており、今後も「実施」を予定していない。 三の2について 御指摘の「出身国の大学のインターンシップ制度を利用して」来日した外国人には「特定活動」等の在留資格を決定することとなり、通常「研修」の在留資格を決定することは想定されていないが、いずれにせよ、「研修」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法(昭和二	十六年政令第三百十九号)第七条第一項第二号、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)本則の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の規定等に基づき、「研修生」の「受入れ機関」において、「研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること」など、適正な研修の実施を求めていること、「研修生」に係るお尋ねの「相談支援、医療機関への接続」についても、「受入れ機関」において適切に対応されるべきものと考えている。また、「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて(注喚起)」(平成三十一年三月十一日付け法務省入国管理局入国在留課、厚生労働省海外人材育成担当参事官室及び外国人技能実習機構連名事務連絡)については、技能実習制度において、技能実習生には労働関係法令が適用されることに鑑み、当該技能実習生の事業主である実習実施者等に対して示しているものであり、労働関係法令が適用されない「研修生」に関しては、同様の対応は行っていない。 三の3について お尋ねの「特定技能一号での就労開始の移行期、又は転職・転籍の手續中」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、技能実習生の「技能実習終了後」において、「特定技能一号での就労開始」となっており、又は「転職・転籍」をしておら
---	--	---	---

ず、労働関係法令が適用されていない期間についても、技能実習法第九条第六号、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)第十二条第一項第六号の規定等に基づき、実習実施者又は監理団体に対して、「技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるような必要な措置を講ずること」など、適切な支援の実施を求めているところ、御指摘の「出入国在留管理庁、厚生労働省その他関係省庁」において、実習実施者又は監理団体に対し、特段の「周知又は指導」を行っていないが、御指摘のような「不利益を受けないよう」、実習実施者又は監理団体において適切に対応されるべきものと考えている。

令和八年六月五日提出
質問 第一一六号

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問主意書

提出者 早稲田ゆき

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問主意書

外国人留学生在が妊娠又は出産を理由又は契機として、退学、除籍、休学、転校・転学、帰国勧奨、在留資格更新困難、相談先につながらない孤立等に直面する事例が指摘されている。妊娠した

留学生在が「退学になる」、「帰国させられる」、「在留資格を失う」と考え、医療機関、学校、行政、支援団体に相談できないまま孤立することは、母体及び子どもの生命・健康に関わる重大な問題である。

二〇二六年四月、東京都荒川区で日本語学校に在籍するネパール人留学生在が、孤立出産の末、死産した乳児の遺体を「どうしていいかわからず」押し入れに置いたため、死体遺棄の疑いで逮捕される事件が発生している。

留学生在の妊娠・出産に関する問題については、技能実習生等の問題とあわせて、二〇二四年には内閣衆質二一三第一三六号、また二〇二五年には内閣衆質二一七第二二五号として、それぞれ答弁書が出されている。答弁第二二五号「二の6について」では、留学生在の「妊娠や出産を理由とした不利益取扱い」について、「現状を把握するための具体的な調査方法について検討を行っているところである」と回答している。

文部科学省は、大学等に対し、外国人留学生の退学者、除籍者及び所在不明者について毎月の定期報告を求めている。また、認定日本語教育機関については、留学生对する人権侵害行為はあつてはならず、不適切な事案を把握した場合には指導改善を求める旨の国会答弁もなされている。さらに、文部科学省は、公立高等学校における妊娠を理由とした退学等の実態把握を踏まえ、妊娠した生徒に学業継続の意思がある場合には安易に退

学処分や事実上の退学勧告等の対処を行わないこと、退学以外に学業を継続するための方策について必要な情報提供を行うこと等を通知している。

しかし、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、認定日本語教育機関等で学ぶ外国人留学生について、妊娠又は出産を理由又は契機とする退学、除籍、休学、転校・転学、帰国勧奨、在留資格更新困難又は所在不明化の実態が、制度別・学校種別に十分把握されているとはいえない。留学生の妊娠・出産をめぐる課題は、教育機会の保障、在留手続、医療アクセス、母子保健、多言語相談支援にまたがるものであり、関係省庁が連携して早期に相談・支援につなぐ仕組みを整備する必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 妊娠・出産を理由又は契機とする退学・帰国勧奨等に関する基本認識について

1 留学生在が妊娠又は出産した事実のみをもって、学校が当該留学生对し、退学、休学、転校・転学又は帰国を求めることは適切ではないとの理解でよい。政府の見解を示されたい。

2 留学生在が妊娠又は出産した事実のみをもって、直ちに在留資格「留学」を失うものではなく、在留期間更新又は在留資格変更の可否は個別の事情に応じて判断されるとの理解でよい。政府の見解を示されたい。

3 学校、認定日本語教育機関、専修学校のみならず、留学仲介業者、送出機関等においても、留学生对して「妊娠したら帰国しなければならぬ」、「妊娠したら退学になる」、「妊娠したら在留資格を失う」などと説明することは適切ではないとの理解でよい。政府の見解を示されたい。

二 既存の周知・相談体制について
文部科学省及び出入国在留管理庁は、留学生在が妊娠又は出産しても直ちに退学、帰国又は在留資格喪失となるものではないこと、休学・復学や在留期間更新又は在留資格変更の可能性があること、医療機関、地方公共団体、出入国在留管理庁又は支援団体等に相談できることについて、学校、認定日本語教育機関、専修学校又は留学生本人に対し、通知、事務連絡、手引き、ホームページ又は多言語資料により周知している。周知している場合は、その名称及び該当箇所を示されたい。周知していない場合は、その理由を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二二一第一六号
令和八年六月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣

衆議院議長 森 英介殿
大臣 木原 稔

衆議院議員早稲田ゆき君提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田ゆき君提出留學生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「学校」の指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。）が、外国人留學生に対し、当該留學生が妊娠し、又は出産した事実のみをもつて、本人の意に反してお尋ねの「退学、休学、転校・転学又は帰国を求めること」は、適切ではないと考えている。

一の2について

在留期間の更新及び在留資格の変更の許可の判断は、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」（平成二十年三月法務省入国管理局策定、令和八年一月出入国在留管理庁最終改正）にあるとおり、「申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行つて」おり、御指摘のように「留學生が妊娠又は出産した事実のみをもつて、直ちに在留資格「留学」を失う」ことはない。

一の3について

御指摘の「留学仲介業者、送出機関等」の具体

的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、本邦への留学を希望する外国人及び外国人留學生に対し、当該外国人及び当該留學生が妊娠した事実のみをもつて、本人の意思にかかわらず、「帰国しなければならぬ」「退学になる」「在留資格を失う」といった説明をすることは、適切ではないと考えている。

二について

御指摘の「留學生が妊娠又は出産しても直ちに退学、帰国又は在留資格喪失となるものではないこと、休学・復学や在留期間更新又は在留資格変更の可能性があること」については、例えば、「留学」の在留資格認定証明書の交付等を申請する者及びその関係者の予見可能性を高めるため、出入国在留管理庁のホームページにおいて公表している「著しく不適切な受入体制」の考え方（令和六年四月出入国在留管理庁策定）において、「合理的な理由なく留學生の意に反して除籍・退学・帰国等させる行為」は「人権侵害行為」に含まれることを示している。加えて、文部科学省においては、高等学校等における妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方等について、都道府県教育委員会等に対し、「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）」（平成三十年三月二十九日付け二十九初児生第千七百九十一号文

部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び健康教育・食育課長連名通知）を发出し、「生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わない」という対応も十分考えられること」、「当該生徒の希望に応じ・・・学業の継続を前提として、転学、休学又は全日制から定時制・通信制への転籍を支援することも考えられること」、「生徒が退学を申し出た場合には・・・退学以外に休学、全日制から定時制・通信制への転籍及び転学等学業を継続するための様々な方策があり得ることについて必要な情報提供を行うこと」等を示している。

また、御指摘の「医療機関、地方公共団体、出入国在留管理庁又は支援団体等に相談できること」については、例えば、政府が作成した「生活・就労ガイドブック」において、「妊娠・出産や子育てに関する相談窓口」として、妊娠、出産及び子育ての不安等について相談し、支援を受けることができる窓口が各市区町村にあること等を記載している。同ガイドブックについては、多言語で作成しており、同庁の「外国人生活支援ポータルサイト」に掲載しているところ、同庁においては、外国人が本邦に入国する際、同ポータルサイトを案内するリーフレットを配布することにより、その周知を行つてい

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

右国会に提出する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 基本方針（第五条）

第三章 重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置

第一節 重要品種育成事業計画に係る措置

（第六条―第十一条）

第二節 重要品種種苗生産事業活動計画に係る措置

第一款 都道府県基本計画（第十二条―第十五条）

第二款 重要品種種苗生産事業活動の促進

（第十六条―第二十七条）

第四章 雑則（第二十八条―第三十一条）

第五章 罰則（第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応して、

重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置を講ずることにより、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。	植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものに限る。をいう。	第二章 基本方針 第五条 農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項 二 重要品種育成事業の促進に関する次に掲げる事項 イ 重要品種育成事業の促進の意義及び目標 ロ 重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項	ハ 重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項 四 第十二条第一項に規定する都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項 五 前各号に掲げるもののほか、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する重要事項
（定義） 第二条 この法律において「重要品種」とは、種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種（同条第一項に規定する植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものの集合に係るものに限る。以下同じ。）であつて、次に掲げる要件に該当するものをいう。 一 省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。 二 当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。 三 品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。以下同じ。）を受けたものであること。 2 この法律において「育成」とは、第二十八条を除き、種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。 3 この法律において「種苗」とは、種苗法第二条第三項に規定する種苗（同条第一項に規定する	4 この法律において「重要品種育成事業」とは、重要品種となる品種の育成をする事業であつて、その育成をした品種について品種登録を受けることを目指すものをいう。 5 この法律において「重要品種種苗生産事業活動」とは、重要品種である品種の種苗について、広域の普及を図ることに資するよう、効率的にその生産をする事業活動をいう。 第三条 国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。 2 国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。 （地方公共団体の責務） 第四条 地方公共団体は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、農業者その他の関係者の需要に適切に対応した重要品種の種苗が普及するよう、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携において主導的役割を担うとともに、その蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。	ハ 重要品種育成事業に係る国、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条第一項において同じ。）の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項 三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する次に掲げる事項 イ 重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標 ロ 重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項	3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 第三章 重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置 第一節 重要品種育成事業計画に係る措置 （重要品種育成事業計画の認定） 第六条 重要品種育成事業を行うおとする研究機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の者（使用者

等 種苗法第八条第一項に規定する使用者等という。以下この項及び次項第六号において同じ。）に該当する者については、職務育成品種（同条第一項に規定する職務育成品種をいう。以下同じ。）について契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ当該使用者等が同法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下「品種登録出願」という。）をすることを定めた上で、職務育成品種として重要品種となる品種の育成をしようとする者に限る。）は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、重要品種育成事業の実施に関する計画（以下「重要品種育成事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。この場合において、重要品種育成事業を行うおとする者が共同して重要品種育成事業計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない。 2 重要品種育成事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 重要品種育成事業の目標 二 重要品種育成事業により育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性 三 重要品種育成事業により育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置 四 重要品種育成事業による品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間	重要品種の育成及びその種の生産の振興に関する法律案及び同報告書 五 重要品種育成事業の実施体制 六 申請者が使用者等に該当する場合においては、重要品種育成事業により育成をする職務育成品種に係る契約、勤務規則その他の定めに関する事項 3 重要品種育成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第三号に定める事項については、研究機構が単独で又は他の重要品種育成事業を行うおとする者と共同して当該重要品種育成事業計画を作成する場合には、記載することができない。 一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において、種の生育の状況の判別その他の重要品種育成事業の実施のため無人航空機（同法第二十二条第二項に規定する無人航空機をいう。以下この号及び次号において同じ。）を飛行させる行為（航空機（同条第一項に規定する航空機をいう。次号及び第五項において同じ。）の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものに限る。） 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項 二 航空法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる方法のいずれかによらずに、種の生育の状	況の判別その他の重要品種育成事業の実施のため無人航空機を飛行させる行為（当該行為の飛行の方法が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものに限る。） 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項 三 研究機構の保有する研究開発に係る施設、設備、機器、装置、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）及び土地のうち重要品種育成事業の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「研究開発設備等」という。）の利用 当該研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容及び期間に関する事項 4 農林水産大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る重要品種育成事業計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に適合するものであること。 二 当該重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業により育成をする品種がその第二項第二号に掲げる形質に係る特性の全部又は一部によって日本国内又は外国において公然知	られた他の品種と明確に区別されることが見込まれるものであること。 四 申請者が重要品種育成事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有するものであること。 5 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、同項の規定による申請に係る重要品種育成事業計画に第三項第一号又は第二号に定める事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該事項に係る同項第一号又は第二号に掲げる行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、その同意をするものとする。 6 農林水産大臣は、第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。 （重要品種育成事業計画の変更等） 第七条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る重要品種育成事業計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定重要品種育成事業者」という。）は、当該認定に係る重要品種育成事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
--	--	--	---

2 認定重要品種育成事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	2 第六条第三項第二号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、当該認定の日において、認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認があったものとみなす。 （研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務）
3 農林水産大臣は、認定重要品種育成事業者が前条第一項の認定に係る重要品種育成事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定重要品種育成事業計画」という。）に従って重要品種育成事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	第九条 第六条第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、研究機構は、研究開発設備等を認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる利用に供する業務を行うことができる。
4 農林水産大臣は、前条第三項第三号に定める事項が記載された認定重要品種育成事業計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。	2 研究機構は、認定重要品種育成事業者の依頼に応じて、前項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。
5 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。 （航空法の特例）	3 第六条第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、認定重要品種育成事業者は、当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って研究開発設備等を利用することができる。
第八条 第六条第三項第一号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）があったときは、当該認定の日において、認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。	4 農林水産大臣は、前項の規定により同項の品種に係る認定重要品種育成事業計画に記載された重要品種育成事業の実施期間（次項において「重要品種育成事業の実施期間」という。）内に品種登録出願がされたときは、当該品種登録出願について、当該品種に係る認定重要品種育成事業者が種苗法第六條第一項の規定により納付すべき出願料を、政令で定めるところにより、軽減し、又は免除することができる。
第十条 認定重要品種育成事業者は、認定重要品種の育成をした品種に係る措置）	5 農林水産大臣は、第三項の規定により重要品種育成事業の実施期間内に品種登録出願がされた品種が品種登録を受けたときは、当該品種登録を受けた品種について、当該品種に係る認定重要品種育成事業者が種苗法第四十五条第一項の規定により納付すべき第一年から第六年までの各年分の登録料を、政令で定めるところにより、軽減し、又は免除することができる。
	（育成重要品種の育成者権者の育成重要品種の種苗の利用における努力義務）
	第十一条 前条第三項の規定により品種登録出願がされた品種であつて、品種登録を受けたもの（以下の条及び第十四条において「育成重要品種」という。）の育成者権者は、当該育成重要品種の種苗に係る育成者権が消滅するまでの間、当該育成重要品種の種苗の利用（その品種の種苗について行う種苗法第二条第五項第一号に掲げる行為をいう。）に對し受けるべき金銭の額を著しく高い額とすることその他の当該育成重要品種の種苗の広域の普及の妨げとなると認められる行為をしないよう努めなければならない。
	第二節 重要品種種苗生産事業活動計画に係る措置
	第一款 都道府県基本計画（都道府県基本計画）
	第十二条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における重要品種種苗生産事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を作成し、農林水産省

令で定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称及びその種苗の効率的な生産の振興に関する目標 二 重要品種種苗生産事業活動の内容に関する事項 三 重要品種種苗生産事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。） 四 実施区域において重要品種種苗生産事業活動によるその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称及びその種苗の良好な生産団地の形成に関する事項 五 重要品種種苗生産事業活動により生産された種苗を広域に普及させるための措置 六 前各号に掲げるもののほか、重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項 3 都道府県は、都道府県基本計画を作成するときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。 4 都道府県は、都道府県基本計画を作成するときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都道府県基本計画の案を、それを作成しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。 5 前項の規定による公告があつたときは、利害	重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案及び同報告書 関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該縦覧に供された都道府県基本計画の案について、その都道府県に意見書を提出することができる。 6 農林水産大臣は、都道府県基本計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の同意をするものとする。 一 基本方針に適合するものであること。 二 都道府県基本計画の実施が当該都道府県基本計画を作成した都道府県の区域における重要品種の種苗の生産の振興に資するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 7 重要品種種苗生産事業活動を行うとする農業者、農業に関する団体その他の者は、当該重要品種種苗生産事業活動を行うとする区域をその区域に含む都道府県に対し、農林水産省令で定めるところにより、都道府県基本計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都道府県基本計画の素案（都道府県基本計画の変更の素案を含む。）を作成して、これを提示しなければならない。 8 前項の都道府県は、同項の提案を踏まえた都道府県基本計画の作成又は変更を必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。	9 都道府県は、都道府県基本計画が第一項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 （都道府県基本計画の変更） 第十三条 都道府県は、前条第一項の同意を得た都道府県基本計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 都道府県は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 3 前条第三項から第六項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による都道府県基本計画の変更について準用する。 第十四条 国は、都道府県による都道府県基本計画の作成及び第十二条第一項の同意をした都道府県基本計画（前条第一項の規定による変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「同意都道府県基本計画」という。）の実施に資するため、育成重要品種その他の当該都道府県の区域の自然的社会的諸条件からみてその種苗の効率的な生産を振興することが適当な重要品種に関する情報及び当該都道府県による重要品種種苗生産事業活動に必要な情報の提供を行うものと	する。 （報告の徴収） 第十五条 農林水産大臣は、都道府県に対し、同意都道府県基本計画の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。 第二款 重要品種種苗生産事業活動の促進 （重要品種種苗生産事業活動計画の認定） 第十六条 同意都道府県基本計画における実施区域において重要品種種苗生産事業活動を行うとする農業者、農業に関する団体その他の者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、重要品種種苗生産事業活動の実施に関する計画（以下「重要品種種苗生産事業活動計画」という。）を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、重要品種種苗生産事業活動を行うとする者が共同して重要品種種苗生産事業活動計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。 2 重要品種種苗生産事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 重要品種種苗生産事業活動による重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標 二 重要品種種苗生産事業活動の内容及び実施期間 三 重要品種種苗生産事業活動の実施体制
--	--	---	--

3 重要品種種苗生産事業活動計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。 一 重要品種種苗生産事業活動の用に供する農業用施設の整備に関する次に掲げる事項 イ 当該農業用施設の種類及び規模その他の当該農業用施設の整備の内容 ロ 当該農業用施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積 ハ その他農林水産省令で定める事項 二 重要品種種苗生産事業活動における農業の生産性の向上及び経営の改善に向けて行う農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の集団化その他農地の利用の効率化に関する事項 三 重要品種種苗生産事業活動における重要品種の種苗の生産団地における農用地(農地又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。第三十一条第一号及び第三号において同じ。))をいう。以下同じ。)に関する農業上の利用の調整及び栽培の管理に関する事項 4 都道府県知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る重要品種種苗生産事業活動計画が次の各号のいずれにも	適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 同意都道府県基本計画に適合するものであり、かつ、当該重要品種種苗生産事業活動計画に係る重要品種種苗生産事業活動が確実に実施されると見込まれるものであること。 二 当該重要品種種苗生産事業活動計画に前項第一号に掲げる事項(同号ロの土地が指定市町村、農地法第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。)の区域以外の区域内にある農地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、同条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。 三 当該重要品種種苗生産事業活動計画に前項第一号に掲げる事項(同号ロの土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農用地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農用地である当該土地以外のものにするため当該土地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得するに当たり、同法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。	5 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項(同号ロの土地が農用地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得するに当たり、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下同じ。)であつて、指定市町村の区域内にある土地に係るものが記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該指定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。 6 指定市町村の長は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の同意をするものとする。 一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。 二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する場合にあつては、同法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。	7 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項(同号ロの土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に係るものに限る、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。)が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。 8 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項(指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。)が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る土地をその区域に含む農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項本文に規定する農業委員会をいい、同項ただし書又は同条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。次項及び第十項において同じ。)の意見を聴かなければならない。 9 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(第三項第一号ロの土地に三十アールを超える農地が含まれる場合に限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
--	---	--	--

10 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第八項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。	項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	ため当該農用地について農地法第三第一項本文に規定する権利を取得する場合には、同法第五第一項の許可があつたものとみなす。	(次項第一号に規定する協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下同じ。)の認可を受けて、重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定(以下「協定」という。)を締結することができる。
11 第七項から前項までの規定は、指定市町村の長が第五項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、第七項中「に限り」とあるのは「であつて」と、同項及び第八項中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。	3 都道府県知事は、認定重要品種種苗生産事業活動実施者が前条第一項の認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定重要品種種苗生産事業活動計画」という。)に従つて重要品種種苗生産事業活動を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	(農業経営基盤強化促進法の特例) 第十九条 認定重要品種種苗生産事業活動計画に記載された第十六条第三項第二号に掲げる事項に係る農地をその区域に含む実施関係市町村が、当該農地を含む区域について、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十八条第一項の規定により協議の場を設ける場合には、当該認定重要品種種苗生産事業活動計画に係る認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、当該協議の場への参加の申出をすることができる。	2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 協定の対象となる農用地の区域(以下「協定区域」という。) 二 協定区域内の農用地に関する農業上の利用の調整に関する事項 三 重要品種の種苗並びに当該種苗以外の種苗及び農産物の生産における栽培の管理に関する事項 四 協定の有効期間 五 協定に違反した場合の措置 六 その他必要な事項
12 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画の概要を公表するとともに、当該重要品種種苗生産事業活動計画に従つて行われる重要品種種苗生産事業活動を実施する区域をその区域に含む関係市町村(第十九条において「実施関係市町村」という。)の長に当該重要品種種苗生産事業活動計画の写しを送付しなければならない。	4 都道府県知事は、前項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第四項から第十二項までの規定は、第一項の認定について準用する。	2 前項の規定による申出を受けた実施関係市町村は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。	3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。 4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。 5 協定の有効期間は、五年を超えてはならない。
(重要品種種苗生産事業活動計画の変更等) 第十七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定重要品種種苗生産事業活動実施者」という。)は、当該認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	(農地法の特例) 第十八条 認定重要品種種苗生産事業活動実施者が認定重要品種種苗生産事業活動計画(第十六条第三項第一号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。)に従つて同号の農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四第一項の許可があつたものとみなす。 2 認定重要品種種苗生産事業活動実施者が認定重要品種種苗生産事業活動計画に従つて第十六条第三項第一号の農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにする	(重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定) 第二十条 同意都道府県基本計画において定められた実施区域内にある相当規模の一団の農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。)は、当該実施区域において認定重要品種種苗生産事業活動計画(第十六条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従つて行われる重要品種種苗生産事業活動の円滑な実施のため、市町村長	(公告及び縦覧) 第二十一条 市町村長は、前条第一項の認可の申
2 認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、前			

請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該申請に係る協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告に係る協定について、市町村長に意見書を提出することができる。 (認可) 第二十二條 市町村長は、第二十条第一項の認可の申請について次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。 一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 三 協定の内容が同意都道府県基本計画の達成に資すると認められるものであること。 2 市町村長は、第二十条第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該公告に係る協定の写しを当該市町村(協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならぬ。 (変更の認可) 第二十三條 第二十条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定	めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。 (協定の効力) 第二十四條 第二十二條第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた協定は、その公告のあつた後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になつた者に対しても、その効力があるものとする。 (廃止の認可) 第二十五條 第二十条第一項又は第二十三條第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。 (認可の取消し) 第二十六條 市町村長は、第二十条第一項又は第二十三條第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第二十二條第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該取消しを受け	た協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。 (農業振興地域の整備に関する法律の特例) 第二十七條 第二十条第一項又は第二十三條第一項の認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について所有権以外の農地法第三條第一項本文に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八條第二項第一号に規定する農用地区域(次項において「農用地区域」という。)として定めるため、同條第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は同法第十三條第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更するべきことを要請することができる。 2 前項の規定による要請に基づき、市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一條第三項から第十一項まで(これらの規定を同法第十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 第四章 雜則 (人材の育成及び確保) 第二十八條 国は、重要品種育成事業及び重要品種苗木生産事業活動の促進に資するよう、地方公共団体及び関係する独立行政法人(独立行政	法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。)との連携及び協力を図り、重要品種の育成(種苗法第三條第一項に規定する育成をいう。)及びその種苗の生産に係る人材の育成及び確保を行うよう努めるものとする。 (国際的な連携の確保) 第二十九條 国は、国際的協調の下で重要品種の適正な利用を確保することの重要性に鑑み、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、重要品種に関する育成者権、特許権、商標権その他の知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二條第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の保護及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。 2 国は、我が国における気候の変動に適應した重要品種の育成に資するため、外国の政府又は国際機関と共同して行う研究その他の国際的な連携の下に行う取組を推進するとともに、その成果の普及及び活用を図るものとする。 (報告の徴収) 第三十條 農林水産大臣は、認定重要品種育成事業者に対し、認定重要品種育成事業計画の実施状況について報告を求めることができる。 2 都道府県知事は、認定重要品種苗木生産事業活動実施者に対し、認定重要品種苗木生産事業活動計画の実施状況について報告を求めることができる。
---	---	--	---

(事務の区分)

第三十一条 この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第十六条第五項(第十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。)

二 第十六条第七項(同条第十一項(第十七条第五項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務

三 第十六条第八項(同条第十一項(第十七条第五項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとさ

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案及び同報告書

れている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。)

第五章 罰則

第三十二条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

第二条 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、この法律の施行前においても、関係行政機関の長に協議し、及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律 (令和八年法律第 号)

この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものを含む。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。)

二 第十六条第七項(同条第十一項(第十七条第五項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務

三 第十六条第八項(同条第十一項(第十七条第五項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。)

(食料・農業・農村基本法の一部改正)
第五十条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「令和四年法律第三十七号」及び「を」を「令和四年法律第三十七号」に、「の規定」を「及び重要品種の育成及びその品種の生産の振興に関する法律(令和八年法律第 号の規定)」に改める。

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第六十条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第十七条に規定する業務」の下に「重要品種の育成及びその品種の生産の振興に関する法律(令和八年法律第 号) 第九条第一項及び第二項に規定する業務」を加える。

理 由

近年の気候の変動等の農業をめぐる情勢の変化に対応して農業の生産性の向上等を図るため、高温等による植物の生育への影響の緩和、省力化、多収化等に資する形質を有する品種であつて、その種の苗木の広域の普及が見込まれるものを重要品種とした上で、その育成に関する計画の認定制度を設け、当該認定を受けた者に対する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備等の供用の特例等を措置するとともに、重要品種の種の苗木の生産に関する計画の認定制度を設け、当該認定を受けた者がその周辺の農業者と品種の交雑防止のための栽培管理に関する協定を締結した場合には当該協定に基づく農地利用の調整

の承継効を認める等の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重要品種の育成及びその品種の生産の振興に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の気候の変動等により農業をめぐる情勢が変化することにおいて農業の生産性の向上等を図るため、高温耐性、耐病性、多収性等の形質を有する重要品種の育成及びその品種の生産の振興に係る措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針の策定

農林水産大臣は、重要品種の育成及びその品種の生産の振興に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 重要品種育成事業

(一) 重要品種育成事業を行うとする者は、その実施に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとする。

(二) (一)の認定を受けた者に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備等の供用の特例、航空法に基づく無人航空機の飛行の許可又は承認の手続の簡素化、種苗法の品種登録出願料及び登録料の減免に係る措置を講ずること。

(三) (一)の認定を受けて育成された品種については農林水産大臣に報告をさせるとともに、その品種が区別性を有する場合には、品種登録出願を義務付けること。

3 重要品種種苗生産事業活動

(一) 都道府県は、重要品種の種の苗木の生産を行

う実施区域等を記載した重要品種の種の苗木の生産の振興に係る基本計画を作成し、農林水産大臣の同意を求めることができるものとする。

(二) (一)の同意を得た基本計画の実施区域において重要品種の種の苗木の生産を行うとする者は、その実施に関する計画を作成して都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

(三) (二)の認定を受けた種の苗木生産者に対し、地域計画の協議の場合への参加に係る措置、農地法の転用許可手続の簡素化に係る措置を講ずること。

(四) (二)の認定を受けた種の苗木生産者と周辺農業者の間で栽培管理協定を締結して市町村長の認可を受けた場合には、協定締結後に新たに農地を取得した者にも協定の効力が及ぶものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、近年の気候の変動等により農業をめぐる情勢が変化することにおいて農業の生産性の向上等を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年六月十六日

農林水産委員長 藤井比早之

衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

重要品種の育成及びその品種の生産の振興に関する法律案に対する附帯決議

近年、温暖化等の気候変動、農業者の減少など我が国の農業をめぐる情勢が大きく変化し、農業生産活動への悪影響が顕在化する中、農業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給を確保するため、高温や病害虫に強く、単収が多い等の特徴を有する重要品種を育成し、広く普及を図ることが喫緊の課題となっている。このため、産官学連携の下、知的財産の保護にも留意しつつ、重要品種の育成・普及に継続的かつ安定的に取り組むことが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 重要品種の育成及びその品種の生産の振興に係る国の基本方針の策定に当たっては、関係者間の連携・協力を前提に、重要品種の育成者、その種の苗木の生産者、その種の苗木を利用する農業者等の関係者の意見を丁寧に聴取し反映させること。

二 基本方針においては、重要品種として育成を進めるべき多収化や高温耐性等の形質を明らかにすることはもとより、産官学連携の在り方、地域の実情を踏まえた対応、多様な品種の確保の方向性等についても示すよう努めること。また、重要品種の名称等の国が有する重要品種に係る情報については、都道府県の関係者をはじめ、幅広く周知すること。

三 育成した重要品種の知的財産の保護が図られるよう、我が国における品種登録出願の義務化、出願料等の減免とともに、海外での品種登録の取組について、必要な支援を行うこと。

四 重要品種育成事業計画の認定に当たっては、我が国の食料安全保障及び経済安全保障の確保の観点から、申請者及び事業の実施内容について様々な角度から丁寧に確認を行う等、厳格な審査に努めること。

五 都道府県基本計画の作成等に当たっては、地域の合意形成に配慮して行われるよう国としても必要な助言等を行うとともに、これらの事務を担う都道府県の過度な負担とならないよう、地域の実情に応じた適切な配慮を行うこと。

六 農業経営基盤強化促進法の特例により認定重要品種種苗生産事業活動実施者が地域計画の協議の場へ参加するに当たっては、当該種苗生産者も地域農業を担う主体であることを十分に踏まえ、協議の場を通じた地域農業者等との交流・連携が確実に進展するよう、環境整備を図ること。また、本特例による取組も含め、地域計画の見直し等の取組が全国的に着実に進められるよう、必要な支援を集約的に行うこと。

七 重要品種の育成及びその種苗の生産がより効果的に行われるよう、人材の育成・確保等の幅広い支援を図ること。

八 産官学による重要品種の育成・普及の取組を支援するための十分な予算を確保すること。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による施設の供用や専門家の派遣等は、重要品種育成事業の推進への多大なる寄与が期待されることから、同機構の施設や人員を充実させること。また、同機構が保有するDNAデータ、栽培試験データその他の育種基盤情報等は、我が国の貴重な知的財産であることに鑑み、その提供・利用に当たっては、知的財産

や技術の国外への流出を防ぐ措置を講ずること。

九 植物新品種の開発は、利用者である農業者の所得向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、公的試験研究機関等における多様な優良品種の育成が持続的に行われるよう必要な支援を講ずること。

右決議す。

種苗法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

種苗法の一部を改正する法律

種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第二条第五項第一号中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に改め、「譲渡し」の下に「、貸し渡し」を加える。

第十四条の見出しを「出願公表に係る出願品種の利用に関する補償金の支払請求」に改める。

第二章第二節に次の一条を加える。

(出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権)

第十四条の二 出願者は、出願公表があつた後に第二十一条の二第一項第一号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前

に、その出願品種(同号に定める事項について同項の規定による届出がされたものに限り。以下この項において同じ)、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種(以下この項において「出願品種等」と総称する。)の種苗を輸出し、又は最終消費以外の目的をもって出願品種等の収穫物を輸出する者(当該出願品種の育成をした者よりも先に当該出願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者を除く。次項において「出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者」という。)に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができる。

2 出願者は、前項の規定による請求をするに際し、当該請求に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者に対し当該請求に係る輸出する行為を組成した種苗又は収穫物の廃棄その他の当該輸出する行為を防止するために必要な行為を請求することができる。

3 前二項の規定による請求権の行使は、前条第三項の規定による請求権の行使を妨げない。

4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項及び第二項の規定による請求権は、初めから生じなかったものとみなす。

5 出願者が第一項及び第二項の規定による請求権の行使をした場合において、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、当該出願者は当該請求権の行使により相手方に与えた損害を賠償する責に任ずる。

6 第三十六条から第三十七条の二まで及び第四十条から第四十三条までの規定は、第一項及び第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

7 出願者が第一項及び第二項の規定による請求に係る訴えを提起したときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができる。

第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の三を第十五条の四とする。

第十五条の二第二項中「前条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(出願品種の審査における優先審査)
第十五条の二 農林水産大臣は、品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその

他の出願者の保護のためその品種登録出願が第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができる。

第十七条第一項第二号中「第十五条の二第一項を『第十五条の三第一項』に、『第十五条の四第一項』を『第十五条の五第一項』に改め、同条第二項中『第十五条の二第一項』を『第十五条の三第一項』に、『第十五条の二第四項』を『第十五条の三第四項』に改める。

第十七条の二第六項中「から第十五条の四まで」を「及び第十五条の三から第十五条の五まで」に改め、同条第七項中「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改める。

第十九条第二項中「二十五年」を「三十五年」に、「三十年」を「四十年」に改める。

第二十一条第一項第二号及び第三号中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に改め、「譲渡し」の下に「貸し渡し」を加え、同条第二項中「加工品が」の下に「日本国内で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 当該登録品種等の種苗を生産する行為
- 二 当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し当該登録品種等の種苗を輸出し、又は当該国に対し輸出する目的をもって保管する行為

三 前号に規定する国に対し最終消費以外の目的をもって当該登録品種等の収穫物を輸出し、又は当該国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

令和八年六月十九日 衆議院会議録第二十六号

的をもって当該登録品種等の収穫物を輸出し、又は当該国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

口 次に掲げる行為を制限する旨

- (1) 前条第二項第二号に規定する国以外の国であつて指定国以外の国（以下この(1)及び(2)において「非指定国」という。）に対し種苗を輸出し、又は非指定国に対し輸出する目的をもって保管する行為
- (2) 非指定国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出し、又は非指定国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

第二十一条の二第五項中「譲渡する者」を「譲渡し、又は貸し渡す者」に、「譲渡する場合」を「譲渡し、又は貸し渡す場合」に、「譲渡する種苗」を「譲渡し、若しくは貸し渡す種苗」に改め、同条第六項中「譲渡を」を「譲渡又は貸渡し」に改める。

第二十二条中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に、「又は譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改める。

第三十四条第一項中「その譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、育成者権者又は専利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、」を「次に掲げる額の合計額を、当該」に改

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 当該育成者権者又は専利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額に、自己の育成者権又は専利用権を侵害した者が譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該育成者権者又は専利用権者の利用の能力に応じた数量（同号において「利用相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該育成者権者又は専利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額
- 二 譲渡数量のうち利用相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（当該育成者権者又は専利用権者が、当該育成者権者の育成者権についての専利用権の設定若しくは通常利用権の許諾又は当該専利用権者の専利用権についての通常利用権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該育成者権又は専利用権に係るその侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額

第三十四条第三項中「登録品種等」を「侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、育成者権者又は専利用権者が、自己の育成者権又は専利用権に係る当該利用の対価について、当該育成者権又は専利用権の侵害があつたことを前提として当該育成者権又は専利用権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該育成者権者又は専利用権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第三十五条の三第三項中「から第十五条の四まで」を「及び第十五条の三から第十五条の五まで」に改め、同条第四項中「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に、「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改め、同条を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（登録品種の名称に係る推定）
第三十五条の三 登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡若しくは貸渡しの申出をし、又は種苗を譲渡し、若しくは貸し渡した場合に、当該種苗は、当該登録品種の種苗であると推定する。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（第三者の意見）
第三十七条の二 育成者権又は専利用権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、当該訴えに係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択によ

り書面又は電磁的方法(民事訴訟法第三百二十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

2 前項に規定する裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴が提起された裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

3 当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項(同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写並びにこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写について準用する。

5 第一項及び第二項の規定により裁判所に提出された書面及び電磁的記録を記録した記録媒体については、民事訴訟法第三百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第四十七条第三項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

第五十五条第一項中「譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改め、同条第二項中「譲渡」を「譲渡又は貸渡し」に改める。

第五十六条第二号中「譲渡又は譲渡」を「譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡し」に改め、同条第三号中「譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改める。

第七十四条中「第十五条の二第五項」を「第十五条の三第五項」に、「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

第七十五条第一号を削り、同条第三号中「第一号を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七十六条とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

(名称使用義務等の違反に対する過料)
第七十五条 第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、令和八年十二月一日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び第二十一条第二項の改正規定(加工品が「の下に」日本国内で)を加える部分に限る。)並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(出願公表に係る出願品種等の種苗又は收穫物を輸出する行為に関する差止請求権に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の種苗法(附則第五条において「新法」という。)第十四条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条並びに附則第五条及び第六条において「施行日」という。)において現に出願公表がされている出願品種(その品種登録出願がこの法律による改正前の種苗法(附則第五条において「旧法」という。)第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断がされていないものに限る。)及び施行日後に出願公表がされる出願品種について適用する。

(育成者権の存続期間に関する経過措置)
第三条 附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の種苗法第十九条第二項の規定は、当該改正規定の施行の日(以下この条及び次条において「二部施行日」という。)に現にその存続期間が満了していない育成者権について適用し、一部施行日前に存続期間が満了した育成者権については、なお従前の例による。

第四条 前条の規定により附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の種苗法第十九条第二項の規定の適用を受けることとなる育成者権であつて、当該改正規定の施行がないとした場合にその存続期間が一部施行日から起算して三十日を経過する日までに満了するものに係る当該存続期間の満了の年の次の一年分の種苗法第四十五条第一項の規定による登録料の納付についての同条第六項及び同法第四十九条第四項の規定の適用については、同法第四十五条第六項中「前年」とあるのは「種苗法の一部を改正する法律(令和八年法律第 号 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日から起算して三十日を経過する日」と、同法第四十九条第四項第三号中「第四十五条第六項に規定する期間が経過した」とあるのは「種苗法の一部を改正する法律附則第四条に規定する存続期間が満了した」とする。

改正する法律附則第四条に規定する存続期間が満了した」とする。

(輸出等の行為に係る制限の公示に関する経過措置)
第五条 施行日前に旧法第二十一条の二第一項第一号に規定する事項について同条第三項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第二十一条の二第三項の規定によりされた公示とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)
第九条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

理由 育成者権侵害の多様化が進んでいる状況に鑑み、育成者権の保護の強化及びその円滑な行使の確保のため、育成者権の存続期間の延長、品種登録出願中の出願品種の種苗等の輸出の差止めに係る制度の創設、登録品種の名称に係る推定規定の創設、損害額の算定において育成者権者の利用能力を超える一定の数量を加算できるような損害額の推定規定の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	あつても、海外持出の制限国に輸出する目的で種苗等を保管する行為には、育成者権の効力が及ぶものとする。 (二) 国外で譲渡された登録品種の種苗を用いて生産された農産物が国内に逆輸入される場合にも、その農産物に対し育成者権の効力が及ぶことを明確化すること。 4 育成者権侵害における損害賠償額の算定方法の見直し 育成者権侵害に対する損害賠償額の算定において、育成者権者の利用の能力を超える数量についてもその許諾料相当額を損害の額とすることができるとすること。 5 施行期日 この法律は、一部の規定を除き、令和八年十二月一日から施行すること。 二 議案の可決理由 本案は、育成者権の保護を強化しその円滑な行使を確保するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 令和八年六月十六日 農林水産委員長 藤井比早之 衆議院議長 森 英介殿 〔別紙〕 種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 我が国において農業の持続的発展を図るためには、優良な品種を用いた国産農産物の産地形成や	輸出促進が重要であるが、近年、登録品種の育成者権侵害の多様化や品種登録出願中の新品種の海外流出などの課題が顕在化している。こうした状況に対処するため、育成者権保護の更なる強化を図ることが求められる。 よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。 記 一 育成者権の存続期間の延長を既存の登録品種に適用するに当たっては、当該品種を利用する農業者への影響がないよう、制度の周知徹底を図ること。 二 品種登録前の出願品種の種苗の輸出に係る差止請求制度を創設するに当たっては、従来の制度と合わせて丁寧な説明を行うとともに、利害関係者からの相談等に対応する体制を整備すること。 三 種苗の輸出目的での保管にも育成者権の効力が及ぶことについて、保管行為等に関わる第三者が意図せずに育成者権侵害事案に関与することを防止するため、幅広い関係者に対して、制度見直しの内容の周知徹底を図るとともに、適切な運用を行うこと。 四 種苗の貸渡しを保護の対象とするに当たっては、従来の譲渡による慣行との相違や、虚偽表示禁止違反の刑事罰化等について、育成者権者、苗木業者、農業者等の関係者に対し、丁寧な制度の説明を行うこと。 五 品種登録出願の優先審査の導入に当たっては、対象要件を明確にするとともに、選定及び審査の透明性を確保すること。 六 幅広い育成者権者の権利の保護・活用を図る	ため、登録品種の海外における保護・活用を担う育成者権管理機関の早期立上げ・事業化に向けた支援を行うこと。また、海外ライセンス指針を踏まえた戦略的な海外ライセンスの実現に向けては、国内市場への影響や国際市場における輸出との競合等に対する国内産地や生産者の懸念に十分配慮すること。 右決議する。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。 令和八年六月五日 提出者 新藤 義孝 高階恵美子 鬼木 誠 北神 圭朗 和田 義明 鈴木 英敬 馬場 伸幸 浅野 哲 和田 政宗 賛成者 秋葉 賢也外三十三名 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。 第四十九条第一項中「各投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改める。
種苗法の一部を改正する法律案 内閣提出 に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、育成者権侵害の多様化が進んでいる状況に鑑み、育成者権の保護を強化しその円滑な行使を確保するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 育成者権の存続期間の延長 育成者権の存続期間を十年延長して、果樹等の永年性植物については四十年、その他の植物については三十五年とし、既存の登録品種についても当該期間を適用すること。 2 品種登録出願中の輸出の差止めに係る制度の創設 出願公表がなされた後、品種登録がされるまでの間に、出願者以外の第三者が出願品種の種苗等の輸出をすることによって、出願者に損害が生じ、又は、生ずるおそれがあるときに、品種登録前であっても当該輸出の差止請求ができる制度を創設すること。 3 育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大等 (一) 育成者権者により譲渡された種苗等で	種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 我が国において農業の持続的発展を図るためには、優良な品種を用いた国産農産物の産地形成や	種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。 第四十九条第一項中「各投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改める。

第五十二条の二第五項の表第四十九条第一項の項を削り、同表第四十九条第二項の項中	登録	投票
	登録	投票
所	投票所又は共	投票所又は共
された者	登録された者	国民投票の投
通投票所	投票所	投票所
(共通投票所にあつては、票権を有する者)	投票所	投票所
投票所又は共通投票所	投票所又は共通投票所	投票所又は共通投票所
に改める。	に改める。	に改める。
第六十条第五項の表第四十九条第一項の項中	各投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票
二人以上五人以下	二人	二人
票の投票権を有する者	二人以上	二人以上
五人以下	二人	二人
に改め、同表第四十九条	に改め、同表第四十九条	に改め、同表第四十九条
投票所	投票所	投票所
その投票区における投票人名簿にされた者	その投票区における投票人名簿にされた者	その投票区における投票人名簿にされた者

登録	期日前投票所
国民投票の投票権を有する者	国民投票の投票権を有する者
投票所	投票所
期日	期日
前投票所	前投票所
第七十六条第一項中「第四項の下に」及び第五項を加え、「各開票区における」を「開票区ごと	に、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。	第七十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「達しないとき又は」の下に「開票立会人がを加え、「における」を「の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 都道府県の選挙管理委員会が第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前二日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党等に属する者を三人以上選任することができない。	第九十条中「第七十六条の下に」(第四項を除く。)を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「者」と、「市町村の選挙管理委員会」の下に「届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない」を加え、「国民投票分会長」と、同条第二項を「国民投票分会長に届け出ることができる」と、同条第二項に、「同条第四項中「又は」を「同条第五項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき」と、二に、「国民投票分会の」を「国民投票分会の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「に」と、」の下に「同項ただし書中」を加える。
第九十五条中「第七十六条の下に」(第四項を除く。)を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「者」と、「市町村の選挙管理委員会」の下に「届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない」を加え、「国民投票分会長」と、同条第二項を「国民投票分会長に届け出ることができる」と、同条第二項に、「同条第四項中「又は」を「同条第五項本文中「達し	第九十五条中「第七十六条の下に」(第四項を除く。)を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「者」と、「市町村の選挙管理委員会」の下に「届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない」を加え、「国民投票分会長」と、同条第二項を「国民投票分会長に届け出ることができる」と、同条第二項に、「同条第四項中「又は」を「同条第五項本文中「達し

ないとき又は」とあるのは「達しないとき」と、「に」、「国民投票会の」を「国民投票会の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「に」と、」の下に「同項ただし書中」を加える。	第六十六条第一項中「ラジオ放送」の下に「(同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十七号に規定する超短波放送をいう。)」を加え、「同条第十六号に規定する中波放送又は」を削る。
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
(適用区分)	(適用区分)
第二条 改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律(以下この条において「新法」という。)の規定(新法第六十六条第一項の規定を除く。)は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に登録基準日(新法第二十二條第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。)がある国民投票(新法第一条に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。	第二条 改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律(以下この条において「新法」という。)の規定(新法第六十六条第一項の規定を除く。)は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に登録基準日(新法第二十二條第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。)がある国民投票(新法第一条に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。
2 新法第六十六条第一項の規定は、施行日以後に憲法改正発議日(新法第二十一条に規定する国会が憲法改正を発議した日をいう。以下この項において同じ。)がある国民投票について適用し、施行日前に憲法改正発議日がある国民投票については、なお従前の例による。	2 新法第六十六条第一項の規定は、施行日以後に憲法改正発議日(新法第二十一条に規定する国会が憲法改正を発議した日をいう。以下この項において同じ。)がある国民投票について適用し、施行日前に憲法改正発議日がある国民投票については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。 (日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第四条 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。 附則第四条第一号中「次に掲げる事項その他」を削り、同号イ及びロを削り、同条第二号中「国民投票の」を「国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律(以下「国民投票法」という。))第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。の」に改める。	理由 憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和することともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができるところとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 新藤義孝君外八名提出 に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 開票立会人の選任に係る規定の整備 (一) 政党等は、開票立会人を、開票区の投票
人名簿に登録された者に限らず、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から届け出ることができるものとする。 (二) 都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前二日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとする。 2 投票立会人の選任要件の緩和 市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を、投票区の投票人名簿に登録された者に限らず、国民投票の投票権を有する者の中から選任することができるものとする。 3 FM放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加 現行のAM放送(中波放送)の放送設備に加えて、FM放送(超短波放送)の放送設備によっても憲法改正案の広報のための放送をすることができるものとする。 4 施行期日 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。	二 議案の可決理由 国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、必要な措置を講じようとする本案は、妥当なものであると認め、可決すべきものと議決した。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和八年六月十八日 憲法審査会会長 古屋 圭司 衆議院議長 森 英介殿 (別紙) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 国は、速やかに、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 一 投票人の投票に係る環境を整備するため必要な事項 二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項 1 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限 2 国民投票運動等の資金に係る規制 3 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策 右決議する。

